
株式取扱規則

制 定 : 2013年4月 1日
(改 訂 : 2022年2月10日)

株式会社ジャパンディスプレイ

目次

第1章 総則

第2章 株主名簿への記録等

第3章 株主確認

第4章 株主権行使の手続き

第5章 単元未満株式の買取り

第6章 単元未満株式の買増し

第7章 特別口座の特例

第8章 新株予約権原簿

第9章 手数料

第10章 優先株式の特例

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 当会社における株主権行使の手続きその他株式に関する取扱い手数料については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）および株主が振替口座を開設している証券会社等の口座管理機関（以下「証券会社等」という。）が定めるところによるほか、定款第8条に基づきこの規則の定めるところによる。

(株主名簿管理人)

第2条 当会社の株主名簿管理人および株主名簿管理人事務取扱場所は次のとおりとする。

株主名簿管理人

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社

株主名簿管理人事務取扱場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

(改廃)

第3条 本規則の改廃は、取締役会の決議による。

第2章 株主名簿への記録等

(株主名簿への記録)

第4条 株主名簿記載事項の変更は、総株主通知等機構からの通知（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第154条第3項に規定された通知（以下「個別株主通知」という。）を除く。）により行うものとする。

2. 前項のほか、新株式発行その他法令に定める場合は、機構からの通知によらず株主名簿記載事項の変更を行うものとする。

3. 株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記録するものとする。

(株主名簿記載事項に係る届出)

第5条 株主は、その氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

(法人株主の代表者)

第6条 法人である株主は、その代表者1名を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を

通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

（共有株主の代表者）

第7条 株式を共有する株主は、その代表者1名を定め、共有代表者の氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

（法定代理人）

第8条 株主の親権者および後見人等の法定代理人は、その氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更および解除があった場合も同様とする。

（外国居住株主等の通知を受けるべき場所の届出）

第9条 外国に居住する株主および登録株式質権者またはそれらの法定代理人は、日本国内に常任代理人を選任するか、または日本国内において通知を受けるべき場所を定め、常任代理人の氏名もしくは名称および住所または通知を受けるべき場所を、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更および解除があった場合も同様とする。

（機構経由の確認方法）

第10条 当会社に対する株主からの届出が証券会社等および機構を通じて提出された場合は、株主本人からの届出とみなす。

第3章 株主確認

（株主確認）

第11条 株主（個別株主通知を行った株主を含む。）が請求その他株主権行使（以下「請求等」という。）をする場合、当該請求等を本人が行ったことを証するもの（以下「証明資料等」という。）を添付し、または提供するものとする。ただし、当会社において本人からの請求等であることが確認できる場合はこの限りではない。

2. 当会社に対する株主からの請求等が、証券会社等および機構を通じてなされた場合は、株主本人からの請求等とみなし、証明資料等は要しない。
3. 代理人により請求等をする場合は、前2項の手續のほか、株主が署名または記名押印した委任状を添付するものとする。委任状には、受任者の氏名または名称および住所の記載を要するものとする。
4. 代理人についても第1項および第2項を準用する。

第4章 株主権行使の手続き

(少数株主権等の行使手続き)

第12条 振替法第147条第4項に規定された少数株主権等を当会社に対して直接行使するときは、個別株主通知の申し出をしたうえ、署名または記名押印した書面により、行うものとする。

(株主提案議案の株主総会参考書類記載)

第13条 株主総会の議案が株主の提出によるものである場合、会社法施行規則第93条第1項により当会社が定める分量は以下のとおりとする。

(1) 提案の理由

各議案ごとに400字

(2) 提案する議案が役員選任議案の場合における株主総会参考書類に記載すべき事項

各候補者ごとに400字

(10を超える数に相当することとなる数の議案の決定方法)

第14条 株主が10を超える数の議案の要領を株主に通知することを請求する場合、会社法第305条第4項前段の10を超える数に相当することとなる数の議案は、次の各号の定めに従い定めるものとする。ただし、当該請求をした株主が当該請求と併せて提出しようとする2以上の議案の全部または一部について議案相互間の優先順位を定めている場合には、その定めに従いこれを定めるものとする。

(1) 株主の請求内容が横書きで記載されている場合：上から数えて定める。

(2) 株主の請求内容が縦書きで記載されている場合：右から数えて定める。

(3) 株主の請求において議案が秩序だてて記載されていない場合、その他前2号のいずれかにあたるとは認められない場合：取締役会決議により定める。

第5章 単元未満株式の買取り

(単元未満株式の買取請求の方法)

第15条 単元未満株式の買取請求をするときは、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて行うものとする。

(買取価格の決定)

第16条 前条の買取請求の買取単価は、買取請求が株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がないときまたはその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

2. 前項による買取単価に買取請求株式数を乗じた額をもって買取価格とする。

(買取代金の支払)

第17条 当社は、前条により算出された買取価格を買取代金とし、当社が別途定めた場合を除き、機構の定めるところにより買取単価が決定した日の翌日から起算して4営業日目に支払うものとする。ただし、買取価格が剰余金の配当または株式の分割等の権利付価格であるときは、基準日までを買取代金を支払うものとする。

2. 買取請求者は、その指定する銀行預金口座への振込またはゆうちょ銀行現金払による買取代金の支払を請求することができる。

(買取株式の移転)

第18条 買取請求を受けた単元未満株式は、前条による買取代金の支払または支払手続を完了した日に当社の振替口座に振替えるものとする。

第6章 単元未満株式の買増し

(単元未満株式の買増請求の方法)

第19条 単元未満株式を有する株主が、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求(以下「買増請求」という。)するときは、機構の定めるところにより証券会社等および機構を通じて行うものとする。

(自己株式の残高を超える買増請求)

第20条 同一日になされたもので先後不明な買増請求の合計株式数が、当社の保有する譲渡すべき自己株式数を超えているときは、その日におけるすべての買増請求は、その効力は生じないものとする。

(買増請求の効力発生日)

第21条 買増請求の効力は、買増請求が株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日に生じるものとする。

(買増価格の決定)

第22条 買増単価は、買増請求の効力発生日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がないときまたはその日が同取引所の休業日にあたる場合は、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

2. 前項による買増単価に買増請求株式数を乗じた額をもって買増価格とする。

(買増株式の移転の時期)

第23条 買増請求を受けた株式数に相当する自己株式は、機構の定めるところにより、買増請求をした株主が証券会社等を通じて、買増代金として買増価格が当会社所定の銀行預金口座に振り込まれたことを確認した日に、当会社は買増請求をした株主の振替口座への振替を申請するものとする。

(買増請求の受付停止期間)

第24条 当会社は、毎年次に掲げる日から起算して10営業日前の日から当該日までの間、買増請求の受付を停止する。

(1) 3月31日

(2) 9月30日

(3) その他機構が定める株主確定日等

2. 前項にかかわらず、当会社が必要と認めるときは、別に買増請求の受付停止期間を設けることができるものとする。

第7章 特別口座の特例

(特別口座の特例)

第25条 特別口座の開設を受けた株主の本人確認その他特別口座に係る取扱いについては、機構の定めるところによるほか、特別口座の口座管理機関が定めるところによるものとする。

第8章 新株予約権原簿

(新株予約権原簿への記録)

第26条 新株予約権原簿への記録、新株予約権にかかる質権の登録、移転または抹消、信託財産の表示または抹消の請求は、株主名簿管理人に対して行うものとする。

2. 前項に定めるほか、新株予約権の取扱いについては別途定めることができる。

(新株予約権者の届出事項等)

第27条 当会社の新株予約権原簿に記載または記録される者の届出事項およびその届出方法については、第5条から第10条の規定を準用する。ただし、前条第2項による別途の定めがない限り、届出先は株主名簿管理人とする。

第9章 手数料

(手数料)

第28条 当会社の株式および新株予約権の取扱いに関する手数料は、無料とする。

第10章 優先株式の特例

(本章の適用範囲)

第29条 第2章から前章までの規定にかかわらず、非上場株式会社である優先株式については、第1章および本章の定めるところによる。

(優先株式の請求等の方法)

第30条 本章の規定による手続きおよび優先株式に関して当会社が株主名簿管理人に事務を委託している事項についての請求等または届出（申出または申請を含む。以下本章において同じ。）をするときは、当会社の定める書式により株主名簿管理人に対して、書面をもって行うものとし、これに第40条の規定による届出印を押印するものとする。

2. 前項の請求等または届出を代理人によって行うときは、代理権を証明する書面を提出するものとする。

3. 第1項の請求等または届出を行うに際し、保佐人または補助人の同意を必要とするときは、同意を証明する書面を提出するものとする。

(優先株式に係る株主確認)

第31条 前条の手続きに際しては、株主または代理人の本人により行われることを確認する（以下本章において株主確認という。）。

2. 株主確認は、前条の書面に押印された印影と第40条の規定による届出印の印鑑照合により行う。ただし、当会社において本人からの請求等または届出であることが確認できる場合、または株主および代理人が他の方法で本人であることを証明した場合はこの限りでない。

(証明書類および保証人)

第32条 当会社は優先株式に係る請求等または届出について必要と認めるときは、当該請求等または届出についての証明書類の提出または当会社が適当と認める保証人の保証を求めることができる。

(名義書換)

第33条 優先株式の取得者が当会社に対して株主名簿記載事項を優先株式の株主名簿に記載または記録すること（以下「名義書換」という。）を請求するときは、法令により別段の定めがある場合を除き、所定の請求書により、優先株式の取得者および優先株主として優先株式の株主名簿に記載または記録された者が共同で行うものとする。

2. 譲渡以外の事由により取得した優先株式の名義書換を請求するときは、所定の請求書に加え取得を証明する書面を提出するものとする。

(法令により別段の定めのあるときの名義書換)

第34条 株式の移転について、法令により別段の手続きを必要とするときは、所定の請求書に加えその手続きの完了したことを証明する書面を添えて提出するものとする。

(質権の登録または抹消)

第35条 優先株式につき、質権の登録またはその抹消を請求するときは、質権設定者および質権者が共同で行うものとする。

(信託財産の表示または抹消)

第36条 優先株式につき、信託財産の表示またはその抹消を請求するときは、委託者または受託者が所定の請求書を提出するものとする。

(氏名または名称および住所等の届出)

第37条 優先株主は、次の事項を届け出るものとする。

- (1) 氏名または名称および住所
- (2) 優先株主が法人であるときは、その代表者1名の氏名および住所
- (3) 優先株主が権利能力のない団体であるときは、その代表者1名の氏名および住所
- (4) 優先株主に法定代理人が選定されたときは、その資格、氏名または名称および住所
- (5) 優先株式が数人の共有に属するときは、その代表者1名の氏名および住所

(在外優先株主の仮住所または常任代理人の届出)

第38条 前条の規定により届け出る住所が外国にあるときは、日本国内に通知を受けるべき仮住所または常任代理人を定めてこれを届け出るものとする。

2. 常任代理人には前条の規定を準用する。

(変更届出)

第39条 前二条の届出事項に変更のあったときは、これを届け出るものとする。

2. 前項の届出が優先株主の氏名または名称に係るときは、所定の届出書にその事実を証明する書面を添えて提出するものとする。
3. 第1項の届出が優先株主の法定代理人、代表者または常任代理人の氏名または名称もしくは資格に係るときは、所定の届出書にその事実を証明する書面を添えて提出するものとする。

(印鑑の届出)

第40条 優先株主またはその法定代理人、代表者もしくは常任代理人は、印鑑を届け出るものとする。ただし、署名の慣習ある外国人は、署名鑑をもって印鑑に代えることができる。

2. 前項の届出事項を変更したときは、これを届け出るものとする。

(優先登録株式質権者等への準用)

第41条 第30条から前条までの規定は、優先登録株式質権者ならびに信託財産の委託者および受託者に、これを準用する。

(取得請求の方法)

第42条 各種類の優先株式を有する優先株主が、普通株式の交付と引換えに当該優先株式の取得を請求するときは、所定の請求書を第2条に定める株主名簿管理人の事務取扱場所に提出するものとする。

2. 前項の請求は、請求書を提出した後は、これを取り消すことはできない。

(取得請求の効力の発生)

第43条 前条に定める請求の効力は、請求書が第2条に定める株主名簿管理人の事務取扱場所に到達した時に発生する。

(株主権行使の手続の準用)

第44条 第12条（ただし、「個別株主通知の申し出をしたうえ」の部分は除く）および第13条の規定は、優先株式についても準用する。

(例外措置)

第45条 本章の規定に関して、発行決議等で別段の定めを設けたときは、その定めによる。

附則

本規則は2013年4月1日に制定され、同日から実施する。

但し、改定規則は2022年2月10日から実施する。